

共通投票所の設置などを定めた憲法改正国民投票法の改正が昨年6月に成立しました。施行後3年をめどにCM規制などの措置を講じるとした付則をつけたことで立憲民主党も賛成に回りました。立民の立場は「投票法にCM規制を盛り込む再改正を行わない限り、憲法改正に向けた議論を本格化させるべきではない」というものです。しかしながら、維新は「今年の参院選で国民投票を」とけしかけ、自民、公明、国民民主も改憲原案の審議に前のめりです。国民投票法は問題だらけで、改正がなされず国民投票が行われたら大変なことになります。

第1に、公務員や教育者の地位利用による国民

“お金”と“CM”で改憲へ誘導

④ 憲法改正国民投票法

投票運動が禁止されています。単位をあげるから憲法改正に賛成して」となるといふ地位利用が許されないのは当然でしょうが、何が地位利用になるのかは不明確です。「授業で改憲反対と話すことも地位利用だといわれてしまつかもしれない。やめておこう」という萎縮効果も働きます。公務員や教員の自由な言論、運動を萎縮させる狙いがあるのです。

さらに、選挙運動では、選挙の公正・公平を守るため選挙運動の費用規制があります。国民投票運動ではこうした規制がありません。豊富な資金力にものをいわせ改憲賛成の運動を有利に展開することが出来ます。「カネで票を買う」という事態が生じます。公平性を担保する国民投票運動の費用規制がないのはきわめて異常です。

意見表明は自由 規制に「抜け道」

そして、テレビ・ラジオにおけるCMは国民投票の14日前からは禁止されるものの、それ以前は全くの自由です。改憲派

が豊富な資金を用いて有名タレントなどを動員して大量のCMを流し、世論に不当な影響を及ぼすことが危惧されます。さらに、14日前から禁止されるのは「勧誘CM」で「意見表明CM」は自由だといふ「抜け道」があります。有名タレントの「私は憲法改正に賛成です」とのCMは「勧誘運動」ではなく、「意見表明運動」なので自由なのです。有名タレントの「憲法改正いいね」とのCMが大量に流されれば、世論は影響を受けるでしょう。こうした「意見表明CM」も禁止されるべきです。ヨーロッパ諸国では、そもそも放送における政治CMは選挙時、国民投票時の内外を問わず全面禁止というのが一般的です。

最低投票率 の規定なし

その他、今や放送における広告費を上回っていると言われるインターネット広告を野放しにしておいてよいのか、さらに、最低投票率の定めがないが、これでよいのかといった論点もあります。投票率50%で過半数の賛成では国民の4分の1が賛成したにすぎません。これで大切な憲法が改正されてよいのでしょうか。

とにかく、憲法改正国民投票法は問題だらけなのです。

(小松浩・立命館大学教授)



問題だらけの国民投票法。欧州では国民投票時のCMは全面禁止です。明日の自由を守る若手弁護士会提供